

2017年1月20日

## 池田町公民館使用許可取り消し問題についての見解

「町民と政党のつどい」実行委員会

### はじめに

12月2日、池田町では実行委員会主催の「町民と政党のつどい」が公民館を会場として開かれる予定になっていました。ところが、開催日前日の12月1日になって、公民館は会場の使用許可を取り消したのです。

その理由は、申込時の申請内容と実際の内容とが異なること、およびチラシから判断して「つどい」の内容が「特定政党の利害に関わる」と判断されるという2点でした。

実行委員会は、この突然の公民館使用許可取り消しを、町民の自主的な政治的活動を規制する不当かつ違法な行為として強く抗議するとともに、いくつかの質問も行い、文書での回答を求めました。

池田町は12月16日、町長と教育委員会名でそれらに対する「回答」を示しました。しかし、その「回答」なるものは、自らの行為を正当化するばかりか、使用許可取り消しに至る経過を著しくねじ曲げる見解をも含むものでした。

そこで、実行委員会は12月27日、一連の経過と「回答」に対する詳細な質問と要求を町に提出し、文書で答えるよう求めました。

長野県内の弁護士でつくる自由法曹団長野県支部も12月27日、池田町に対して「公民館の使用許可取消処分に抗議する声明」を手渡し、記者会見を行いました。また、マスコミもこれらを大きく報道し、県内外での注目を集めることとなりました。

今回の「公民館使用許可取り消し」という「行政処分」は、池田町が社会教育法の誤った解釈に立って公民館の使用を認めなかったというだけにとどまらず、憲法に保障された国民の重要な権利である「言論の自由、集会の自由」を抑圧したという意味で、民主主義の根幹を脅かす暴挙でした。それゆえ、私たちは今回の問題を極めて重視し、どのように考え、どのように対応するかを真剣に検討してきました。

それらの検討を踏まえ、ここで経過を振り返りながら、今回の事態の持つ問題点とその解決の方向について私たちの見解を示すことにします。

### 1. 公民館使用許可取り消しに至る経過

公民館の使用許可取り消しがどのような経緯で行われ、それに対して実行委員会はどう対応したかを、時系列的に簡単に記しておきます。

①11月4日、「戦争法に反対する池田町民の会」は、事務局長を申込者とし、使用目的を「会議」として公民館使用を申請。同日受理・許可された。

②11月29日午後1時50分、公民館から事務局長に問い合わせの電話があった。その内容は、チラシに記載された「つどい実行委員会」と申請者の「町民の会」との関係、および『つどいの内容が公民館規則に反するのではないか』という外部からの声があったので話を聞きたい」というものだった。これに対して事務局長は、申請時には実行委員会が作られてはならず主要な呼びかけ団体である「町民の会」が申請したこと、公民館規則（＝「政党および宗教団体の公民館使用について」、以下同じ）は政党に条件をつけたものであって市民団体には当てはまらないことなどを説明した。この説明を理解したのかとの質問に、公民館長は「相談して連絡する」と答えた。

③11月29日午後5時10分、午後5時近くになっても連絡がないので、確認を求めため、事務局長が教育会館に出向いて教育長以下3名と話し合いを持った。そこでは昼過ぎの電話の内容を確認するとともに公民館規則について話し合った。その結果、今回の「つどい」の主催者は政党ではなく市民団体であるため、公民館規則には抵触しないことを教育委員会が理解して使用可能であるとして決着した。その後、公民館長が、「申し込み内容がチラシと異なる」と再度持ち出したために、事務局長は申請書の修正を申し出たが、館長は「今回は（変更しなくても）よい」と回答した。

④11月30日午後7時、公民館長から事務局長宛に「池田町公民館使用に係わる確認事項について」（以下「確認事項」という池田町教育委員会名の公式文書がファックスで送られてきた。これは、「事務局長と協議したことをまとめたもの」とされていたが、実際は話してもいけないことや容認できないことまで記述した一方的なものであった。午後8時に公民館長から「確認の内容はどうか」という電話があったが、事務局長は「今は確認できない」とし「夜遅いし電話では話せないので明日協議したい」と答え、12月1日午後3時過ぎに話し合うことを確約した。

⑤12月1日11時30分、公民館長より事務局長に「午前中の庁議での審議を受けて公民館の使用許可を取り消した」との電話が入った。一方的な取り消し通知だったが、公民館に代わる会場の確保を優先するため、説明は午後4時過ぎに受けることにした。

⑥12月1日午後、事務局長は池田町福祉会館で会場の使用を求めた。これに対して会館側は、「会場は空いてはいるが、町から連絡が入っている。許可するには担当課長の承認が必要」と返答した。そのため、福祉課長と面談して福祉会館およびやすらぎの郷の会場使用を求めたところ、課長は「(自分は)庁議に出席している。町の決定には従わざるを得ない」として使用を認めなかった。その後、町内で会場を探した結果、かろうじて1丁目集落基幹センターを確保することができた。

⑦12月1日午後5時、事務局長が教育長以下3名から取り消し理由の説明を受けた。教育委員会が述べた取り消し理由は、(ア)使用目的がチラシと異なること、(イ)チラシの文面が特定政党を利する表現になっていること、の2点であった。

⑧12月2日午前、公民館長名の取り消し処分書が実行委員会に手渡された。

⑨12月2日午後7時、「町民と政党のつどい」開催（1丁目集落基幹センター）

当日、「つどい」の開会に先立って、公民館前で会場の変更を伝えたり電話したりするな

どの混乱が続いた。「つどい」は、予定通り民進、共産、社民、みどりの各政党代表の出席と、町内外からの 80 名の参加者を得て、成功裏に終わった。

⑩12月5日午前9時、「つどい」実行委員会は、町と教育委員会に対して公民館使用許可取り消しに「厳重に抗議する」との抗議文を手渡した。

教育委員会は、「前日に取り消したのは謝りたい。しかし、取り消しは正当である」「30日の『確認事項について』を納得していないというので、庁議で不許可とした」「社会教育法第23条の考えが違う。これは職員と利用者が守らなければならない」などと述べた。

実行委員会は、それらの説明に対していくつかの質問を行い、後日の回答を求めた。

⑪12月16日、池田町は町長、教育委員会名で、これらの質問についての回答を実行委員会に示した。

「回答」では、前文で使用許可取り消しの2つの理由を再度確認しつつ、社会教育法について、「社会教育法第23条の規定は、公民館の社会教育の施設としての目的及び性格を確保するためのものであり、特定の政党に有利または不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏っての利用とならないようにするものであって、公民館を政党、政治家に利用させることを一般的に禁止するものではありません」との見解を示した。

また、質問に答えた部分では、「特定の政党の利害に係わる」チラシの文面は「野党共闘で勝利しましょう」「自公政権はもうゴメン!」「自公政権の暴走を止め、安倍内閣を退陣させるために、全国で野党共闘を実現させることが必要」の部分であること、特定政党とは「民進党、日本共産党、社民党、みどりの党」であるとする見解を明らかにした。

さらに、11月30日付けの「確認事項」については、「11月29日の牛越氏とのお話に基づき、間違いのないよう確認をするためのもの」であると記載した。

⑫12月18日、池田町議会での一般質問で、服部久子議員の質問に答えた教育課長は、「公民館は単なる貸し館施設ではなく社会教育施設である。そのために同法23条に『行ってはならない』行為が規定されている」「(確認事項は)牛越さんが言われたことを文面にした」などの答弁を行った。

## 2. 取り消しにいたる経過をねじまげ、一方的な見解を押しつける違法かつ不誠実な対応

「公民館使用許可取り消し」に至る一連の経過には、教育委員会による法令の誤った解釈、公民館規則の恣意的な適用、事実関係についてのねじ曲げや一方的な判断など不当・違法な言動が含まれていました。社会教育法などの法令の問題については後に詳述することにして、ここでは経過にしぼって問題点を指摘します。

### (1) 「つどい」開催日前日の取り消しという非常識で前代未聞のやりかた

教育委員会は、取り消しが前日になったのは「チラシを入手したのが29日であった」ことを理由にあげ、そのために対応が遅れたと述べています。前日の取り消しはやむを得な

かったかのように説明していますが、これにはいくつかの問題点があります。

### ①チラシはあくまで一町民団体の政治的意思表示にすぎない

一般に「集会なるものは通常何らかの政治的意思の表明を伴うことが多い」（H12 佐賀地裁判決）ものであり、それが当然です。実行委員会がチラシで政治的意思を表明することは正当な市民的権利ですから、たとえそれが公民館での集会に関するものであろうと何ら問題となることはありませんでした。公民館の使用にあたってチラシの表現を持ち出すこと自体が不当・不法な行為なのです。ましてチラシの文面を理由として開催日前日に使用を取り消したのですから、町と教育委員会の見識が疑われます。

### ②前日だったがやむを得なかったという「説明」は、説明になっていない

なぜなら、チラシについては上に述べたとおりであり、申請内容の変更や会場変更などは事務的な内部処理で十分対応できたからです。

にもかかわらず、前日になって会場使用を取り消したことは、社会常識に反する行為であるばかりか、他の公共施設の利用も認めなかったのですから、この種の集会や学習会は池田町では一切認めないとの意思表示をしたと受け取らざるを得ないものでした。

### ③実行委員会は、前日の取り消しで大きな打撃を受けた

開催日前日・当日にわたって、集会場所の確保、変更の連絡などを含めて実行委員会は大変な困難を強いられました。電話連絡などで軽微ではあれ実害も生じています。

教育委員会は「文書で謝罪している」としていますが、これらの問題点が消えたわけはありません。

## （２）「確認事項」に見られる経過のねじ曲げと教育委員会の判断の一方的な押しつけ

### ①「確認事項」の一方的な押しつけ

まず、「確認事項」の発端となった公民館長から事務局長への連絡は、「チラシの内容は公民館規則に反しているのではないか」という外部から教育委員会への問い合わせをきっかけとしていることに注目しましょう。

11月29日の事務局長と教育委員会との協議は、「公民館規則」をめぐるものであって、社会教育法の解釈や具体的な個々の条件について逐一合意したなどというものではありませんでした。むしろ29日には、公民館規則に抵触しないことを双方が確認したという点にポイントがあったのです。にもかかわらず教育委員会は、話し合った断片をつなぎ合わせ、すべての項目を実行委員会が了解したかのように「まとめ」たのです。そのうえ、話し合ってもいないことや、「選挙に関する話題・議論は一切しない」などという内容まで列記したのですから、明らかに「集会・言論の自由」を踏みにじる内容を含んでいました。

経過からいえることは、この「確認事項」は、あくまで教育委員会の一方的な解釈による押しつけに過ぎないということです。そしてそこには、凶らずも憲法の規定をも無視する、現在の教育委員会の誤った見解と偏った見方がはっきりと刻印されているのです。

### ②「確認事項」についての協議の約束を反故にした

経過でも明らかなように、事務局長と公民館長との間で12月1日午後「確認事項」を

めぐって協議することになっていましたが、それを無視して、12月1日昼前に庁議に基づくとして「使用許可取り消し」を通告しました。

興味深いことは、12月16日の「回答」で、「11月29日の牛越様とのお話のなかで、使用許可はしていません。・・・『確認事項』は、11月29日の牛越様とのお話に基づき、間違いのないよう確認をするためのものであります」と書いていることです。

「確認事項」とは、すでに許可されている公民館の使用についての「確認」ではなかったのか。そして、公民館・教育委員会がそれを実行委員会に「遵守」させるために、12月1日午後に話し合いを持とうとしたのではなかったのか。事実、「確認事項」前文には「遵守していただきたい内容を明記したものと」書いているではありませんか。

ところが、一方で「11月29日には使用許可をしていない」のです。それならば何故「確認事項」なるものを出したのでしょうか。協議の時点で「使用許可をしていない」のであれば、いつ使用許可をしないと通告したのか・・・まるでつじつまが合いません。

教育委員会はこの経過を全く無視したままダンマリを決め込んでいます。しかしながら、この「確認事項」が公式文書として発行された事実と、教育委員会の矛盾と混乱を露呈した証拠となった意味は極めて大きなものがあります。

### ③双方の協議も合意もない「確認」の矛盾＝めまぐるしく変わるその位置づけ

そもそも「確認事項」というからには、双方の合意がなければ正式の文書としては意味をなしません。にもかかわらず、一方的に協議の内容を記したとして「確認」を求めてきた教育委員会の真意はどこにあったのでしょうか。それを解くカギは、教育委員会自身が語っているこの「確認事項」の位置づけにあります。

まず11月30日付けの「確認事項」の文面では、「**今回協議した内容をまとめたもの**」になっていました。この時点では、内容に重大な問題があるにせよ、双方で協議した内容を教育委員会はどのように受け止めたと解釈出来る余地をそれなりに残していたのです。

12月5日には、抗議文を手渡した席上で教育長は「確認書について、教育委員会と事務局長の受け止め方にはズレがあった」と認め、「もう一度精査したい」と語っていました。

ところが、12月16日の「回答」では「**牛越氏とのお話に基づき、間違いのないよう確認をするもの**」に変わりました。協議という2字が消え、あくまで事務局長が話したことを教育委員会の責任でまとめたものだ、だから認めなさい、という趣旨に変わったのです。これが「精査」した結果だったのでしょうか。

さらに、12月19日になると、町議会一般質問での答弁で「**11月29日に牛越さんが言われたことを文面にしたもの**」とさらに変わりました。つまり、ここでは「確認事項の内容」の責任はすべて「つどい」実行委員会側に押しつけられてしまったのです。

ここまでくれば、教育委員会がわざわざ「確認事項」という名前をつけて、それを実行委員会に提示した意図がみえてきます。

一連の事実経過が示すのは、実行委員会側が「確認」してもいないものを「確認事項」と称し、それに教育委員会の「思惑」＝公民館では政治的な議論を一切認めない＝を潜ませ、その発言の責任をすべて実行委員会側に負わせるという目的のためにこの文書が使わ

れたということに他なりません。

#### ④「確認事項」は今後に重大な汚点を記した

「確認事項」は、教育委員会の解釈を一方的に押しつけだけではなく、本来の公民館の責務を放棄し、今後の公民館活動にも重大な障害を生み出してしまいました。事実、「回答」でも「法令等の再確認をし、各施設の貸出規定等を見直し、貸し出し事務の適正化を図る」として、教育委員会の今回の立場を公民館だけではなく他の施設にも拡大しようという意図をにじませているのです。

このようなやり方は、「事務の適性化」どころか、町民の自主的で旺盛な社会的な活動を抑えることに必ずつながるでしょう。これは後に述べるように社会教育法の本質にも反する明らかな法律違反行為なのです。その意味で、この「確認事項」は今後の公民館使用に重大な汚点を記したものとなってしまいました。

#### (3) 根拠法令のない取り消し処分書

12月1日の公民館長名の「池田町公民館使用許可取り消し通知書」には、単に取り消し理由が列記されているだけで、それがどのような法令にもとづき、なぜ取り消される合理性があるのかは一切記載してありません。行政の処分行為にはそれなりの根拠が必要であり、今回の文書は処分書としては無効であるという他ありません。

さらには、自由法曹団の声明にもあるとおり、池田町行政手続条例の規定にも反した処分のやり方であった点も無視できません。

#### (4) 違法な他の公的施設使用不許可

12月1日の公民館使用許可取り消しを受けて、福祉会館や総合福祉センター（やすらぎの郷）の使用許可を受けるために担当課長に申し出たところ、課長は「庁議に出席している。町の決定には従わざるを得ない」として公的施設の使用を拒否しました。

これは、公民館の使用問題とは別に、重大な地方自治法違反の行為です。私たちは、地方自治法には罰則規定があることも視野に入れてこの問題に対応すべきだと考えています。

しかし、先にも指摘した通り、町はその誤りを認めないばかりか、公民館以外の施設の貸し館規定を「適正化」と述べているのですから、問題は深刻かつ重大です。

### 3. 申請内容が実際と異なると称する不合理な「取り消し理由」

つぎに問題にしなければならないのは、「取り消し理由」についてです。

ここでは、理由の1つとしている、「申請内容とチラシでの記載内容とが異なる」という教育委員会の主張について、その不合理性を明らかにします。

#### ①「使用目的および利用者が実際と異なる」ことは取り消しの理由とはならない

「つどい」が会議であるか、集会であるか、懇談会であるかは主催者が判断することで、その違いを問題にすること自体が的外れであるといわなければなりません。実際にネット

上で公開されている動画記録を見れば分かるとおおり、「つどい」は会議、集会、懇談会いずれの側面も持っていたのであって、意図的に虚偽事実を記載したわけではありません。従って、この点は取り消しの理由とはなりません。

教育委員会がチラシのみで公民館使用の可否を判断したとするならば、チラシを発行しない団体についてはどのように判断するのでしょうか。また、申請、チラシともに「集会」と記載してあるが、実際とは異なっていたらどうするのでしょうか。

申請内容とチラシ文面の相違を取り消し理由にしたとたんに、当然ながらさまざまな手続き上の矛盾が生じます。これらについて、教育委員会は一切答えていません。

ここで言えることは、もしチラシなどとの相違を今後とも取り消し理由とし続けようとするれば、公民館が町民監視と通報奨励の機関にならざるを得ないということです。検閲ともいふべき行為が許されるはずはありません。

## ②「申請者が実際と異なる」ことも取り消し理由とはならない

申込者欄も申請者を記載するだけの様式であったのですから、事実に反したことを記したわけではありません。実際、「町民の会」はあくまで「申請者」であり、しかもチラシで明らかなおおり「つどい」の主な構成団体です。さらに、申請時には実行委員会はまだ結成前でしたから、その予定構成団体の 1 つである「町民の会」が申請することは何ら問題となることではありません。もし、事前に公民館側がそのことをつかんでおり、変更する手続きが必要だと認めるのであれば、その手続きをすれば済んだことなのですから、これも取り消し理由とはなりません。

## ③公民館側が、申請内容と「チラシ」の内容との相違を取消理由としたのは何故か

従来、公民館の借用にあたっては、公民館規則に基づいて申請され受理されればそのまま使用が認められてきたのです。過去にも政党や政治団体が公民館を利用することもあり、それでも何ら問題は生じていませんでした。

では、なぜ今回、政党でもない町民団体主催の会合に、「申請内容とチラシ内容の相違」を挙げて公民館の使用取り消しを図ったのでしょうか。

以上の経過とこれまでの教育委員会側の言動を踏まえれば、それは実行委員会側があたかも「虚偽の申請を意図的に行ったのだから使用許可を取り消されても当然」であるかのように描き出すことにあったと言わざるを得ません。

奇しくも 11 月 29 日からネット上で某現職国会議員による「中立を装う表題は、誤解を生みます。欺瞞ではないでしょうか」「誓約書に、政治目的ではないと、書いたようですね。平気で嘘をつくのであれば、問題です」などという書き込みが次々に行われました。今回の公民館使用許可取り消し問題がこれと軌を一にして起こったのは果たして偶然なのでしょうか。

## 4. 憲法・教育基本法の本質の無理解と、社会教育法の恣意的・一方的解釈

ここから、池田町教育委員会が公民館使用許可取り消しの理由の 1 つである、社会教育

法第 23 条とそれに基づくとする池田町公民館管理規則、および公民館規則について、実行委員会としての見解を表明します。

結論から言えば、今回の公民館の使用許可取り消しは、社会教育法の観点から見ても、池田町の公民館規則から見ても何ら理由とはなり得ないばかりか、日本国憲法・教育基本法の精神を踏みにじる恣意的・一方的で違法な行為であるということです。

### **(1) 社会教育法は日本国憲法と教育基本法を土台としている**

社会教育法の成り立ちを考える際に、日本国憲法の精神を確認しておくことがどうしても必要です。

#### **①立憲主義を明確にした日本国憲法**

日本国憲法は立憲主義に立ち、「主権が国民に存する」こと、および「国政の権威が国民に由来する」（前文）ことを明確にしています。それゆえに、第 99 条では「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めているのです。

#### **②日本国憲法が指し示す幅広い人権規定**

日本国憲法は、第 3 章「国民の権利及び義務」において幅広い人権規定を設けています。

まず第 11 条では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」として、これが国民に与えられる「永久の権利」であることを宣言。また、第 19 条では「思想及び良心の自由」を不可侵の国民の権利とし、そのために**第 21 条において「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」「検閲は、これをしてはならない」と**定めています。これらの規定こそ、今日の社会において何度でも読み返され、確認され、その内実を具体化しなければならないのです。とりわけ、公務員が守るべき基準として大切にされるべき原則です。

#### **③選挙は国民の権利**

日本国憲法は第 15 条で「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」として、「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障」しています。選挙の権利は「市民的及び政治的権利」の重要な柱なのです。

教育委員会の示した「確認事項」の中に、「選挙に関する話題・議論を一切しない」という項目を入れたこと自体、教育委員会が日本国憲法の規定についての理解がいかにかに乏しいか、違法な行為にもまったく無自覚であるかを露呈したものです。

仮に町民が「公民館では選挙に関する話題・議論を一切してはならない」などと発言したならば、逆にその誤りを指摘し、そうではないことを説明し説得することこそが公民館の役割ではないのでしょうか。

#### **④教育基本法の精神**

教育基本法は、前文で「日本国憲法の精神にのっとり」定められたものであることを表明し、めざす教育の目的は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」（第 1 条）であって、これは青



少年を問わず、国民全体にひとしく要請されることをうたっています。

このことを踏まえて、第 12 条では社会教育の振興をかかげ、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励」されるべきであると定めているのです。

## **(2) 社会教育法は、公民館運営者の責務について規定している**

社会教育法は、こうした日本国憲法および教育基本法に立って、社会教育の充実発展をめざして定められました。

社会教育法が、第 23 条で「公民館が行ってはならない」規定を設けたのは、公的立場にあるものが恣意的・独断的に特定の政治的な立場に加担してはならず、憲法と教育基本法に立ち、中立・公正に公民館運営にあたるべきであることを厳しく求めたからに他なりません。

そのことを条文にそって、以下に検討していくことにします。

社会教育法第 23 条は次の通りです。

(公民館の運営方針)

第二三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
  - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

この規定の意味するところは全く明快です。これは公民館運営者が守るべき「公民館の運営基準」を定めたものです。すなわち、社会教育法第 23 条は、公民館運営者が営利を目的とした事業を行ったり、させたり、あるいは自ら特定政党に偏った政治利用をしないように釘を刺しているのです。町民または町民団体の政治的議論を抑制するための規定でないことは条文を素直に読めば一目瞭然です。

町民が公民館を政治的な目的で利用しようとするとき、あたかも公民館がそれに加担したことになるか解釈したり、運営者も利用者も同じように社会教育法に拘束されると解釈したりすることは、明らかに条文の読み違いであり一方的で誤った解釈なのです。

## **(3) 文科省の見解と乖離した池田町の誤った解釈と住民の民主的な権利の侵害**

### **①教育委員会の誤った社会教育法解釈**

教育長は、12 月 5 日に実行委員会からの抗議文を受け取った際に次のように述べていました。

「23条の解釈について実行委員会と教育委員会とは違っており、相容れないものがある。これまで教育委員会は（社会教育法第23条について）、公民館の職員も守らなければならないし、借りて頂いているみなさんにも是非ルールを守ってほしいという解釈できた。借りる皆さんも政治的中立を守って頂きたいと思っていた。」

教育委員会の「思い」とはかかわりなく、「社会教育法第23条は公民館運営者も利用者もともに拘束している」という解釈が成立する余地はありません。事実、文部科学省の社会教育課の担当者自身が、社会教育法は「特定の政党ばかりに使用を許可してはならないとの趣旨」であるとし、「市民の政治活動などでの使用は法的に問題はない」（中日新聞12月28日）と答えているのです。

ところが、池田町教育委員会は、「特定政党の利害にかかわる」ことを立証しようとして、次のような条文の「すり替え」を行うに至りました。

12月16日の「回答」では、「社会教育法第23条の規定は、・・・特定の政党に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏っての利用とならないようにするもの・・・」と条文を言い替えたのです。

社会教育法にはこのような規定はありません。あくまで、公民館は、「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」を行ってはならないと定めているだけです。

社会教育法の第23条が公民館運営者を束縛する規定であるにもかかわらず、ただ「特定の政党の利害に関する事業」という文言だけに飛びつき、それを、わざわざ読み替えて「利用者が政治的活動をすることを制限している」と「解釈」する。これは社会教育法を著しく曲解しており、誤った「解釈」なのであって、まともに通用するものではありません。

## ②公民館での政治的な言論活動は市民の正当な権利

特定の政党への賛否を含めて社会や政治に関することがらを自由に学習したり議論し合ったりすることは住民の基本的な権利です。そして、こうした議論が活発に行われることこそ地方自治体の発展の原動力なのです。それゆえに、日本国憲法も教育基本法も、それに基づく社会教育法も、地域住民の権利を守り発展させることを理念としています。

公民館は、こうした住民の活発な社会的・政治的な言動を最大限に保障する場であり、学習・教育を奨励すべき重要な場です。政治的に異なる意見をたたかわせたり、批判したりすることは表現の自由、集会の自由として尊重されなければならない、民主的な社会のあり方としては当たり前の行為なのです。

当然ながら、公共的な施設は「公共の福祉に反しない」という縛りがあることは当然です。たとえばヘイトスピーチ団体であるとか、暴力団に関係のあるような団体が使ったりすることは許されることではありません。

しかし、今回の池田町教育委員会の行為は、それらとは全く次元の異なるケースであって、地域住民にとって当然の権利行使である言論活動に水をさし、抑圧し、議論を封じるものだったといわなければなりません。

## ③チラシの文面は実行委員会の正当な政治的意思表示

以上のことから、教育委員会の取り消し処分の理由や「回答」に見られる「チラシの文面は特定政党の利害にあたる」とする見解は全く見当違いの理由であることがわかります。

集会での特定政党の支持・不支持を含む議論や集会は、民主的な社会にとって不可欠の要素であって、奨励されこそすれ抑制されるいわれは全くありません。

公民館の使用許可をめぐって使用団体や個人に「チラシ」の提示を求めたり、内容を精査したりするなどの公民館側の行為は、社会教育法に反するだけではなく、日本国憲法の規定にも反する違法行為なのです。

## **5. 公民館の社会的責務への視点**

### **(1) 公民館を町民の文化的・社会的・政治的な教養を高め、交流を促す場へ**

社会教育法に定める公民館の目的は次の通りです。

実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること（第20条）

社会教育法は、第21条以下で事業や運営方針について規定しています。それらは、あくまで教育基本法の定める方向に沿っているのもであって、公民館はその精神に従って運営する責務があるのです。

当然、公民館は、社会的、政治的な集会や学習会、討論会などに会場を積極的に開放することが求められるのです。

### **(2) 公民館規定を社会教育法にふさわしいものに**

今回の使用許可取り消しで、教育委員会は自ら定めた公民館使用規則にも反する行為をおこないました。池田町は「公民館使用規則第5条」を根拠として公民館の使用規則を定めているのですが、対象となっているのは「政党」からの申し込みであって、一般団体の申し込みではありません。しかも、政党であっても、むしろ「許可する」ことを念頭においたものです。このことからみれば、公民館は自ら定めた規則にすら反する決定を行ったこととなります。

これまで述べてきたことから見れば、この公民館規則すら社会教育法の理念から逸脱しているのですから、本来の精神に立って大胆に見直し、今日にふさわしいものへと改定する必要があるでしょう。

### **(3) 政治的知識・関心を高めることの重要性と、使用条件の大胆な見直しに踏み出した自治体の存在**

広島市は、教育基本法第14条をあげて、「政治への市民参加を促進する観点から、政策

や政治に関する学習会などの利用について下表のとおり認めること」にしたとして、試行的ではあるにせよ大幅な改革に踏み出しました。

具体的には、政策や政治に関する勉強会・学習会、議員の市政報告会、時局講演会等、政党、政治団体、後援会の集会などでの公民館使用を全面的に認める方向で使用規則を見直したのです。和歌山県岩出市も同様の措置をとりました。

こうした自治体の先例にならい、池田町も公民館使用規則のありかたを抜本的に見直していく必要があります。

#### **(4) 地域交流センターを町民の研修や議論・交流の拠点に**

いま建設に向かいつつある池田町地域交流センターの運営をどのようにするのが、今回の問題であらためて問われています。すなわち、町民に開かれ、誰でも利用できる使い勝手のよいものとするのか、それとも厳しい制限を設けて政治的な議論を一切封じ込める場とするのかということです。当然ながら、その方向は前者でなければなりません。

私たちは、地域交流センターの管理・使用規則を真に町民本位のものとすることを強く求めます。

### **おわりに**

おわりに、今回の事例から私たちが強く主張したいことをまとめてみます。

第 1 に、池田町、池田町教育委員会の行った公民館の使用許可取り消しという処分は、主権者である住民の思想信条の自由、集会・結社・出版の自由などを侵害する憲法に抵触する行為ですから、これは直ちに是正されなければなりません。

もし、このままこうした事態を許すならば、公民館活動だけではなく町民の自主的・自治的な社会活動を萎縮させ、弱め、ひいては町民の多様な交流そのものを阻害することとなるでしょう。そのような事態を決して招いてはなりません。

第 2 に、行政が憲法・教育基本法、社会教育法の指し示す精神と方向を深く理解し、住民主体の公民館活動を住民とともに作りあげることが強く求められます。

行政が法令を勝手に解釈し住民に押しつけるなどということがあってはなりません。むしろ逆に、今回の事態を教訓として、住民の活動をいかに促進し、いかに豊かに発展させるかを基本にすえて、今後の公民館活動にのぞんでほしいものです。

第 3 に、住民側もまた自らの権利をしっかりと学び直し、活発な町民活動をすすめ、生き生きとした町づくりをすすめる必要があります。

以上